



熊本県公報

第 1 2 2 0 7 号

平成 25 年 4 月 19 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 1
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 2
- 平成 2 5 年度定期種畜検査の有効期限の延長…………… (畜産課) 3
- 種畜証明書の手換交付…………… (〃) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 公印の登録…………… (県政情報文書課) 5

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 14
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 14
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 14
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (〃) 14
- 熊本都市計画道路の変更…………… (都市計画課) 15
- 公共測量の実施…………… (監理課) 15
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 16
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 16
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 16

登 載 依 頼

- 自動車任意保険契約…………… (警察本部警務課) 16
 - 平成 2 5 年度熊本県明るい選挙推進協議会第 1 回会議の開催
…………… (熊本県明るい選挙推進協議会) 18
 - 少年指導員の委嘱…………… (公安委員会) 18
- 正 誤
- 平成 2 5 年 3 月 2 9 日熊本県訓令第 2 7 号 (熊本県広域本部
処務規程) 中…………… (人事課) 20

告 示

熊本県告示第 4 7 4 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---|------------|--------------------|
| ヘルパーステーション ファミリア 菊池郡菊陽町光の森 4 丁目 1 2 番地 3 | 株式会社 H L C | 平成 2 5 年 4 月 1 6 日 |

熊本県告示第 4 7 5 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|---------|------------|
| ヘルパーステーション ファミリア 菊池郡菊陽町光の森4丁目12番地3 | 株式会社HLC | 平成25年4月16日 |

熊本県告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字上霍1324番6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿央町合里字北井800番1、802番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北井800番1・802番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第478号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字城ノ尾1016番1・1017番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城ノ尾1016番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 7 9 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定により平成 24 年度定期種畜検査を受けた種畜について種畜証明書の有効期限を 6 箇月間延長した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。
 平成 25 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 4 8 0 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公示する。
 平成 25 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 種畜の名前 (証明書番号) | 申請の事由 | (新) | (旧) |
|----------------------------|--------------------------|------------------------------------|--|
| ファルハーンニセイ (21201230014) | 種畜の飼養者の住所及び 氏名又は名称の変更 | 熊本県熊本市中央区本荘 2 丁目 12-10 有限会社宮村牧場 | 北海道標津郡中標津町字水俣落 1896-2 横田 好一 |
| 競国 (21201280004) | 種畜の飼養者の住所及び 氏名又は名称の変更 | 熊本県熊本市東区小山 7 丁目 7-23 志水 勝国 | 北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場 |
| 競甲 (21201280003) | 種畜の飼養者の住所及び 氏名又は名称の変更 | 熊本県熊本市東区长嶺東 4 丁目 9-30 古閑 清和 | 北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場 |
| 欧寛 (21201200046) | 種畜の飼養者の住所及び 氏名又は名称の変更 | 熊本県熊本市東区长嶺東 4 丁目 9-30 古閑 清和 | 北海道白糠郡白糠町庶路基線 56 番地 14 松野 穰 |
| 忍錦 (21201280007) | 種畜の飼養者の住所及び 氏名又は名称の変更 | 熊本県熊本市中央区本荘 2 丁目 12-10 有限会社宮村牧場 | 北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場 |

熊本県告示第 4 8 1 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。
 平成 25 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---|--|----------------------|
| デイサービスセンターなぎさの里 八代市新開町 3 番 3 号 3 1 | 株式会社大環 八代市袋町 1 番 4 5 号 いずみ ビル 2 階 | 平成 25 年 3 月 2 2 日 |
| 通所介護事業所エルスリー熊本宇城 宇城市松橋町曲野 2 5 2 8 番地 1 | 株式会社エヌ・ビー・ラボ 神奈川県横浜市中区桜木町一丁 目 1 0 1 番 1 号 クロスゲート | 平成 25 年 3 月 1 日 |

| | | |
|--|--|--------------------|
| | 7 階 | |
| 通所介護サービスセンター みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1 | 株式会社いわしや窪田 熊本市中央区九品寺一丁目 1 6 番 6 号 セニック九品寺 2 0 1 号 | 平成 2 5 年 4 月 1 日 |
| デイサービス菊陽なごみ 菊池郡菊陽町大字原水 3 8 3 番地 1 | N P O 法人はなみずきの会 菊池郡大津町大字室 1 4 8 番地 1 | 平成 2 5 年 1 月 2 5 日 |

(認知症対応型共同生活介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------------|--|------------------|
| グループホーム みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1 | 株式会社いわしや窪田 熊本市中央区九品寺一丁目 1 6 番 6 号 セニック九品寺 2 0 1 号 | 平成 2 5 年 4 月 1 日 |

(介護予防通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--|--|--------------------|
| デイサービスセンターなぎさの里 八代市新開町 3 番 3 号 3 1 | 株式会社大環 八代市袋町 1 番 4 5 号 いずみビル 2 階 | 平成 2 5 年 3 月 2 2 日 |
| 通所介護サービスセンター みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1 | 株式会社いわしや窪田 熊本市中央区九品寺一丁目 1 6 番 6 号 セニック九品寺 2 0 1 号 | 平成 2 5 年 4 月 1 日 |
| デイサービス菊陽なごみ 菊池郡菊陽町大字原水 3 8 3 番地 1 | N P O 法人はなみずきの会 菊池郡大津町大字室 1 4 8 番地 1 | 平成 2 5 年 1 月 2 5 日 |

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------------|--|------------------|
| グループホーム みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1 | 株式会社いわしや窪田 熊本市中央区九品寺一丁目 1 6 番 6 号 セニック九品寺 2 0 1 号 | 平成 2 5 年 4 月 1 日 |

(居宅介護支援事業者)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 居宅介護支援事業所 かぜの杜 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地 | 株式会社西福 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地 | 平成 2 5 年 4 月 2 日 |

熊本県告示第 4 8 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|---|--|--------------------|
| デイサービスセンターかがやき 2 玉名市岱明町浜田 5 1 8 番地 7 | 有限会社ライフサポート・はやの 玉名市岱明町浜田 5 1 8 番地 7 | 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 |

(介護予防通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|--|-----------------------------------|----------------|
| デイサービスセンターかがやき2 2 玉名市岱明町浜田518番地7 | 有限会社ライフサポート・はやの 玉名市岱明町浜田518番地7 | 平成25年3月3 1日 |

(居宅介護支援事業者)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 居宅介護支援事業所かがやき22 玉名市岱明町浜田518番地7 | 有限会社ライフサポート・はやの 玉名市岱明町浜田518番地7 | 平成25年3月3 1日 |

熊本県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|--|--------------|------------|
| 主要地方道 | 熊本大津線 | 合志市幾久富字建山 1909番20地先から 同所 1935番1地先まで | 145.0 | やさ道交 1地 |

2 供用を開始する期日 平成25年4月19日

熊本県告示第484号

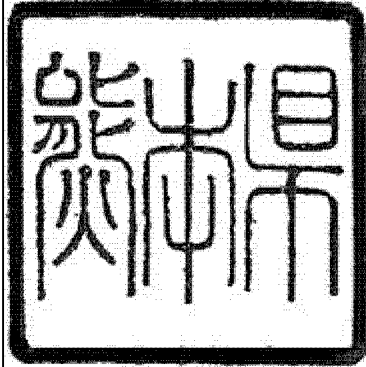
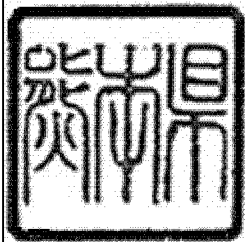
熊本県公印規程第5条の規定により公印の登録をしたので、同規程第6条の規定により次のとおり告示する。

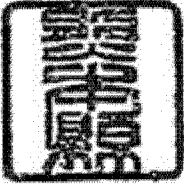





なお、熊本県公印規程の規定による公印の登録（昭和35年7月1日告示第404号）は、廃止する。

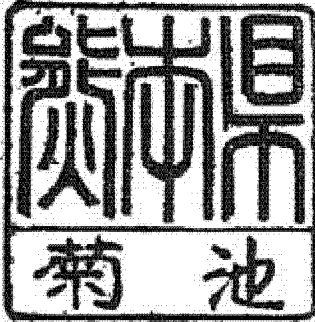
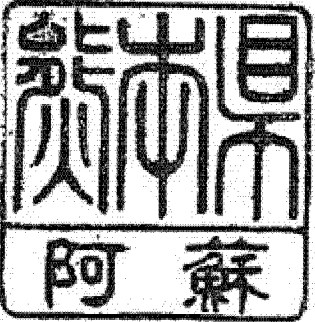
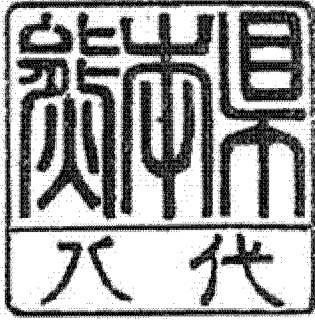
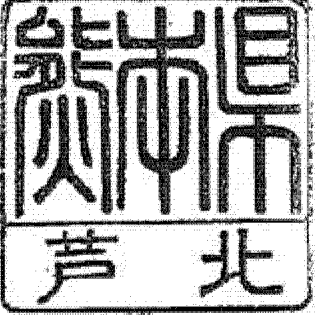

平成25年4月19日

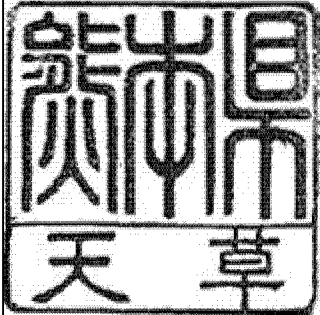


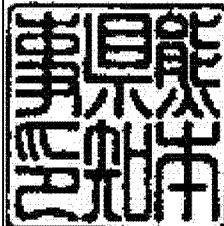



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県公印規程別表第1関係




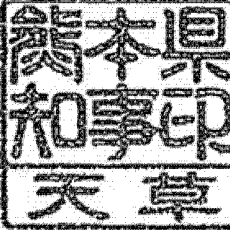
| 番号 | 公印の種類 | 公印の管守者 | 公印の印影 | 新調又は改刻の別（登録日） |
|----|-------|----------|--|---------------|
| 1 | 熊本県印 | 県政情報文書課長 |  | （昭和35年7月1日） |
| 2 | 熊本県印 | 県政情報文書課長 |  | （昭和35年7月1日） |

| | | | | |
|---|------|-----------------|--|----------------------|
| 3 | 熊本県印 | 県政情報文書課長 |  | (昭和 3 2 年 7 月 2 5 日) |
| 4 | 熊本県印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 2 0 年 3 月 4 日) |
| 5 | 熊本県印 | 県央広域本部宇城地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 6 | 熊本県印 | 県央広域本部上益城地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 7 | 熊本県印 | 県北広域本部玉名地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 8 | 熊本県印 | 県北広域本部鹿本地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |

| | | | | |
|-----|------|----------------|--|----------------------|
| 9 | 熊本県印 | 県北広域本部菊池地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 1 0 | 熊本県印 | 県北広域本部阿蘇地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 1 1 | 熊本県印 | 県南広域本部八代地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 1 2 | 熊本県印 | 県南広域本部芦北地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 1 3 | 熊本県印 | 県南広域本部球磨地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |

| | | | | |
|-----|--------|----------------|--|----------------------|
| 1 4 | 熊本県印 | 天草広域本部天草地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 1 5 | 熊本県印 | 県央広域本部税務部長 |  | (平成 3 年 4 月 1 日) |
| 1 6 | 熊本県知事印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 2 0 年 3 月 4 日) |
| 1 7 | 熊本県知事印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 2 0 年 3 月 4 日) |
| 1 8 | 熊本県知事印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 3 年 1 1 月 1 日) |
| 1 9 | 熊本県知事印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 5 年 5 月 1 1 日) |
| 2 0 | 熊本県知事印 | 消防保安課長 |  | (昭和 3 6 年 4 月 2 7 日) |

| | | | | |
|-----|--------|-----------------|--|--------------------------|
| 2 1 | 熊本県知事印 | 消防保安課長 |  | (平成 1 3 年 1 月 1 0 日) |
| 2 2 | 熊本県知事印 | 消防保安課長 |  | (平成元年 4 月 1 日) |
| 2 3 | 熊本県知事印 | 県央広域本部長 |  | 新調 (平成 2 5 年 4 月 1 日) |
| 2 4 | 熊本県知事印 | 県北広域本部長 |  | 新調 (平成 2 5 年 4 月 1 日) |
| 2 5 | 熊本県知事印 | 県南広域本部長 |  | 新調 (平成 2 5 年 4 月 1 日) |
| 2 6 | 熊本県知事印 | 天草広域本部長 |  | 新調 (平成 2 5 年 4 月 1 日) |
| 2 7 | 熊本県知事印 | 県央広域本部上益城地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 2 8 | 熊本県知事印 | 県北広域本部玉名地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |



| | | | | |
|----|--------|----------------|---|-------------------|
| 29 | 熊本県知事印 | 県北広域本部鹿本地域振興局長 |  | (昭和47年10月1日) |
| 30 | 熊本県知事印 | 県北広域本部菊池地域振興局長 |  | (平成24年1月1日) |
| 31 | 熊本県知事印 | 県北広域本部阿蘇地域振興局長 |  | 改刻 (平成25年4月1日) |
| 32 | 熊本県知事印 | 県南広域本部八代地域振興局長 |  | (昭和47年10月1日) |
| 33 | 熊本県知事印 | 県南広域本部芦北地域振興局長 |  | (昭和47年10月1日) |
| 34 | 熊本県知事印 | 県南広域本部球磨地域振興局長 |  | (平成21年3月12日) |
| 35 | 熊本県知事印 | 天草広域本部天草地域振興局長 |  | (平成21年3月12日) |


| | | | | |
|-----|--------|--------------------|--|----------------------|
| 3 6 | 熊本県知事印 | 県央広域本部宇城地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 3 7 | 熊本県知事印 | 県央広域本部税務部長 |  | (平成 3 年 4 月 1 日) |
| 3 8 | 熊本県知事印 | 県央広域本部土木部長 |  | (平成 3 年 4 月 1 日) |
| 3 9 | 熊本県知事印 | 県央広域本部熊本土木事務所長 |  | (昭和 4 5 年 5 月 3 0 日) |
| 4 0 | 熊本県知事印 | 県央広域本部上益城地域振興局土木部長 |  | (平成 1 2 年 4 月 1 日) |
| 4 1 | 熊本県知事印 | 県央広域本部上益城地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 4 2 | 熊本県知事印 | 県北広域本部玉名地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |

| | | | | |
|-----|--------|----------------|---|----------------------|
| 4 3 | 熊本県知事印 | 県北広域本部鹿本地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 4 4 | 熊本県知事印 | 県北広域本部菊池地域振興局長 |  | (平成 2 4 年 1 月 1 日) |
| 4 5 | 熊本県知事印 | 県北広域本部阿蘇地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 4 6 | 熊本県知事印 | 県南広域本部八代地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 4 7 | 熊本県知事印 | 県南広域本部芦北地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 4 8 | 熊本県知事印 | 県南広域本部球磨地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 4 9 | 熊本県知事印 | 天草広域本部天草地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |

| | | | | |
|-----|--------|--------------------|---|----------------------|
| 5 0 | 熊本県知事印 | 県央広域本部宇城地域振興局長 |  | (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日) |
| 5 1 | 熊本県知事印 | 県央広域本部税務部長 |  | (平成 3 年 4 月 1 日) |
| 5 2 | 熊本県知事印 | 県央広域本部土木部長 |  | (平成 3 年 4 月 1 日) |
| 5 3 | 熊本県知事印 | 県央広域本部熊本土木事務所長 |  | (昭和 4 5 年 5 月 3 0 日) |
| 5 4 | 熊本県知事印 | 県央広域本部上益城地域振興局土木部長 |  | (平成 1 2 年 4 月 1 日) |

2 熊本県公印規程別表第 3 関係

| 番号 | 電子印に用いる公印の種類 | 公印の管守者 | 公印の印影 | 新調又は改刻の別 (登録日) |
|----|--------------|----------|---|------------------------|
| 1 | 熊本県印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日) |
| 2 | 熊本県知事印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日) |

| | | | |
|----------|----------|---|------------------------|
| 3 熊本県知事印 | 県政情報文書課長 |  | (平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日) |
|----------|----------|---|------------------------|

公 告

熊本県公告第 2 4 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 5 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字向野 1 6 5 6 番 6 7
2 7 1 . 4 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森二丁目 9 番地 8 アメニティ光の森 3 0 2 号
本田 隆治

熊本県公告第 2 4 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 5 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字山伏塚 2 0 6 0 番 1、同 2 0 6 0 番 6 及び同 2 0 6 0 番 8
1, 9 6 4 . 4 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区上南部二丁目 1 番 1 0 0 号
株式会社ハピネス

熊本県公告第 2 4 6 号

宇城市に事務所を置く下益城南土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 5 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-------|---------------------|
| 退任 理事 | 篠崎 鐵男 | 宇城市三角町波多 2 8 1 番地 4 |
| 就任 理事 | 守田 憲史 | 宇城市小川町南海東 9 2 3 番地 |

熊本県公告第 2 4 7 号

宇城市に事務所を置く小川町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 5 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-------|----------------------|
| 退任 理事 | 篠崎 鐵男 | 宇城市三角町波多 2 8 1 番地 4 |
| 理事 | 村川 通 | 宇城市小川町南部田 1 4 9 0 番地 |
| 理事 | 篠塚 岩雄 | 宇城市小川町南小野 1 0 4 7 番地 |

| | | |
|----|-------|------------------------|
| 理事 | 井上 雅浩 | 宇城市小川町北新田 1 1 7 8 番地 2 |
| 理事 | 平野 保之 | 宇城市小川町江頭 2 5 9 番地 |
| 理事 | 宮野 康則 | 宇城市小川町新田 1 2 2 7 番地 |
| 理事 | 前田 義信 | 宇城市小川町南新田 1 8 4 番地 1 |
| 理事 | 木野 雄二 | 宇城市小川町西北小川 1 3 3 番地 |
| 理事 | 山下 勝巳 | 宇城市小川町東小川 2 3 5 5 番地 |
| 理事 | 吉水 和博 | 宇城市小川町西海東 1 9 番地 2 |
| 理事 | 徳永 壽一 | 宇城市小川町中小野 6 8 1 番地 |
| 理事 | 柳田 慎矢 | 宇城市小川町北小野 9 7 0 番地 |
| 理事 | 光永 政明 | 宇城市小川町住吉 6 0 0 番地 |
| 理事 | 吉川 勝弘 | 宇城市小川町南小川 8 2 6 番地 |
| 理事 | 稲葉 勇児 | 宇城市小川町新田出 1 5 9 1 番地 |
| 監事 | 谷川 洋二 | 宇城市小川町北部田 1 0 7 1 番地 1 |
| 監事 | 藤井 彦六 | 宇城市小川町河江 1 7 0 番地 |
| 監事 | 遠山 幸利 | 宇城市小川町川尻 6 9 番地 |
| 監事 | 藤崎 正之 | 宇城市小川町西海東 1 3 1 2 番地 |
| 監事 | 吉田 豊實 | 宇城市小川町中小野 9 1 3 番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 守田 憲史 | 宇城市小川町南海東 9 2 3 番地 |
| 理事 | 小路 正美 | 宇城市小川町南部田 1 1 2 1 番地 1 |
| 理事 | 篠塚 岩雄 | 宇城市小川町南小野 1 0 4 7 番地 |
| 理事 | 徳永 壽一 | 宇城市小川町中小野 6 3 1 番地 |
| 理事 | 柳田 慎矢 | 宇城市小川町北小野 9 7 0 番地 |
| 理事 | 吉水 和博 | 宇城市小川町西海東 1 9 番地 2 |
| 理事 | 田中 直 | 宇城市小川町東小川 2 0 3 4 番地 |
| 理事 | 吉岡 作夫 | 宇城市小川町南小川 4 3 7 番地 |
| 理事 | 吉崎 敬一 | 宇城市小川町江頭 4 3 0 番地 |
| 理事 | 小野田 隆 | 宇城市小川町北新田 1 2 4 0 番地 |
| 理事 | 松岡 勉 | 宇城市小川町北新田 4 7 9 番地 3 |
| 理事 | 宮野 康則 | 宇城市小川町新田 1 2 2 7 番地 |
| 理事 | 須々美 哲 | 宇城市小川町住吉 1 番地 1 |
| 理事 | 畑野 清蔵 | 宇城市小川町住吉 7 0 0 番地 |
| 理事 | 稲葉 勇児 | 宇城市小川町新田出 1 5 9 1 番地 |
| 監事 | 吉村 正和 | 宇城市小川町北部田 3 1 9 番地 1 |
| 監事 | 百家 哲夫 | 宇城市小川町西北小川 6 3 5 番地 |
| 監事 | 中司 聖一 | 宇城市小川町河江 6 0 4 番地 1 |
| 監事 | 遠山 幸利 | 宇城市小川町川尻 6 9 番地 |
| 監事 | 橋田 章 | 宇城市小川町新田出 1 1 6 番地 |

熊本県公告第 2 4 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 5 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第 2 4 9 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3

9条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|-------------------------------|------------------------------|-----------|
| 公共測量 (出来形確認測量、4級基準 点測量) | 平成25年4月15日から 平成25年8月31日まで | 八代市田中町の一部 |

熊本県公告第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市一の宮町中通字上馬ノ跡609番1、609番2、612番、613番1、613番2、同字馬ノ跡701番2、703番2、714番1、727番1及び743番17、771.04平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2449番地の1
熊本シール工業株式会社

熊本県公告第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字馬場楠字森ノ上586番1及び同587番1
489.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼167番地16キャロット伍番館102号
中野尾 康晴
中野尾 優美

熊本県公告第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字下原2719番1及び同2720番1
2、391.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区高平二丁目14番53号
株式会社川崎ハウジング

登載依頼

熊警公告第544号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成25年4月19日

熊本県警察本部長 西 郷 正 実

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約名
自動車任意保険契約
 - (2) 契約内容
熊本県警察車両1203台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び自動車任意保険仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
平成25年5月31日から平成26年5月31日まで
 - (4) 入札方法

- ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
- イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
- (3) 平成25年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
- (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 県税を完納している者
- (8) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法等
本競争入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書」に次の書類を添付し、平成25年4月19日（金）から平成25年5月7日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- ア 定款
イ 商業登記簿謄本
ウ 営業経歴書
エ 印鑑証明書
オ 最近1年間の県税に係る納税証明書
カ 誓約書
キ 役員等一覧
- (2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
4に記載のとおり
- (3) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知する。
- 4 契約条項を示す場所等
熊本県警察本部警務部警務課装備係（熊本県警察本部庁舎3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線2314
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
入札参加資格審査結果を通知した日から平成25年5月7日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成25年5月9日（木）午前10時00分から
- イ 場所
熊本県警察本部庁舎5階 501会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)イ記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札

- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 2以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
- 込 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格設定しない。
- (6) 契約の締結
契約書作成の要否
否
契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴するものとする。
なお、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
- (7) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。
 平成25年4月19日

熊本県明るい選挙推進協議会
 会長 吉田道雄

- 1 開催日時
平成25年4月26日（金）午前11時から正午まで
- 2 開催場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 平成24年度下半期の事業実施状況報告について
(2) 平成25年度明るい選挙推進事業計画について
(3) その他
- 4 傍聴の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課選挙班）
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））

熊本県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。
 平成25年4月19日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1 委嘱年月日

平成25年4月1日

2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

| 氏 名 | 連 絡 先 | 活 動 区 域 |
|-------|------------------------------|------------|
| 岩石 恭典 | 096-323-0110 (熊本北警察署生活安全課) | 熊本北警察署管轄区域 |
| 眞杉 明美 | 〃 | 〃 |
| 中山 保隆 | 〃 | 〃 |
| 泉 幹郎 | 〃 | 〃 |
| 布田 昭 | 〃 | 〃 |
| 山本 政治 | 〃 | 〃 |
| 西菌 謙吾 | 〃 | 〃 |
| 柳邊眞理子 | 〃 | 〃 |
| 田上久美子 | 〃 | 〃 |
| 口元 明作 | 〃 | 〃 |
| 亀井 伸生 | 〃 | 〃 |
| 石原 正彦 | 〃 | 〃 |
| 菊池 智子 | 〃 | 〃 |
| 西野れい子 | 〃 | 〃 |
| 谷口 紀子 | 〃 | 〃 |
| 吉村 絹代 | 096-326-0110 (熊本南警察署生活安全課) | 熊本南警察署管轄区域 |
| 坂木 賢介 | 〃 | 〃 |
| 吉田 一美 | 〃 | 〃 |
| 徳永 龍磨 | 〃 | 〃 |
| 村田 幸博 | 〃 | 〃 |
| 福島 清文 | 〃 | 〃 |
| 山口 義人 | 〃 | 〃 |
| 島田 ゆき | 096-326-0110 (熊本南警察署生活安全課) | 熊本南警察署管轄区域 |
| 岡野 孝彦 | 096-368-0110 (熊本東警察署生活安全課) | 熊本東警察署管轄区域 |
| 伊藤 和子 | 〃 | 〃 |
| 坂口 由香 | 〃 | 〃 |
| 島本 敏彦 | 〃 | 〃 |
| 寺田健次郎 | 〃 | 〃 |
| 上田 純一 | 〃 | 〃 |
| 安部 一也 | 〃 | 〃 |
| 宮津 美光 | 〃 | 〃 |
| 富田 康之 | 〃 | 〃 |
| 角田 逸雄 | 0968-74-0110 (玉名警察署生活安全課) | 玉名警察署管轄区域 |
| 今村 昌司 | 〃 | 〃 |
| 藤田 謙治 | 〃 | 〃 |
| 一二三 宏 | 0968-68-5110 (荒尾警察署生活安全課) | 荒尾警察署管轄区域 |
| 宮崎 隆生 | 〃 | 〃 |
| 風間 英一 | 〃 | 〃 |
| 富田 栄二 | 0968-44-0110 (山鹿警察署生活安全課) | 山鹿警察署管轄区域 |
| 立花 直美 | 〃 | 〃 |
| 前田 一宏 | 〃 | 〃 |
| 高城 啓治 | 0968-24-0110 (菊池警察署刑事・生活安全課) | 菊池警察署管轄区域 |
| 緒方 幸徳 | 〃 | 〃 |
| 境 敬一郎 | 〃 | 〃 |
| 福島 知雄 | 096-294-0110 (大津警察署生活安全課) | 大津警察署管轄区域 |

| | | |
|-------|------------------------------|-----------|
| 坂本 秀輝 | 〃 | 〃 |
| 上村 修一 | 0967-22-5110 (阿蘇警察署刑事・生活安全課) | 阿蘇警察署管轄区域 |
| 佐藤 義次 | 〃 | 〃 |
| 本松 裕生 | 0964-33-0110 (宇城警察署生活安全課) | 宇城警察署管轄区域 |
| 田嶋 光晴 | 〃 | 〃 |
| 浦野 巽 | 〃 | 〃 |
| 本村 敏彦 | 0965-33-0110 (八代警察署生活安全課) | 八代警察署管轄区域 |
| 松本 一幸 | 〃 | 〃 |
| 市村 直子 | 〃 | 〃 |
| 寺田 公子 | 〃 | 〃 |
| 平野 繁子 | 〃 | 〃 |
| 中野 博視 | 0965-33-0110 (八代警察署生活安全課) | 八代警察署管轄区域 |
| 川原 清藤 | 0966-24-4110 (人吉警察署生活安全課) | 人吉警察署管轄区域 |
| 養毛 和也 | 〃 | 〃 |
| 森口 修 | 〃 | 〃 |
| 馬場 昭治 | 0969-24-0110 (天草警察署生活安全課) | 天草警察署管轄区域 |
| 田中 正行 | 〃 | 〃 |
| 福本 正人 | 〃 | 〃 |

正 誤

平成 25 年 3 月 29 日熊本県訓令第 27 号 (熊本県広域本部処務規程) 中に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|-----|--|--|
| 8 | 1 6 | 並びに | 及び |
| 8 | 1 6 | 第 1 3 号及び | 第 1 3 号、 |
| 9 | 1 7 | (9) 4, 0 0 0 万円未満の支出負担行為 (道路の維持管理の委託に係るものに限る。) をすること。 (10) 1, 0 0 0 万円未満の支出負担行為 (工事材料の購入に係るものに限る。) をすること。 (11) 2 億円未満の支出負担行為 (工事の請負に係るものに限る。) をすること。 (12) 前号に定めるもののほか、設計変更により 2 億円以上となる支出負担行為 (工事の請負に係るものに限る。) をすること。 (13) 土木に係る用地等の買収、使用及び損失補償に係る支出負担行為をすること。 (14) 局長専決補助金に係る支出負担行為をすること。 (15) 4 0 0 万円未満の支出負担行為 (リースに係るものに限る。) をすること。 (16) 1, 0 0 0 万円未満の | (9) 局長専決補助金に係る支出負担行為をすること。 (10) 4 0 0 万円未満の支出負担行為 (リースに係るものに限る。) をすること。 (11) 1, 0 0 0 万円未満の支出負担行為 (第 2 号及び第 8 号に定める委託以外の委託に係るものに限る。) をすること。 (12) 2 0 0 万円未満の支出負担行為 (物品の購入及び修繕に係るものに限る。) をすること。 (13) 1 0 0 万円未満の支出負担行為 (第 8 号から前号までに定めるものを除く。) をすること。 (14) 収入に関すること。 |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| | | <p>支出負担行為（第 2 号、第 8 号及び第 9 号に定める委託並びに第 26 条第 3 項第 21 号及び第 33 号に定める委託以外の委託に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(17) 200 万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(18) 100 万円未満の支出負担行為（第 8 号から前号までに定めるものを除く。）をすること。</p> <p>(19) 収入に関すること。</p> | |
| 9 | 4 6 | 第 8 号から第 10 号 | 第 5 号から第 7 号 |
| 9 | 4 9 | 関すること。 | 関すること |
| 1 0 | 1 6 | 関すること。 | 関すること |
| 1 0 | 3 0 | (25) その他軽易な事項に関すること。 | <p>(25) 2,000 万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長又は局長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(26) 4,000 万円未満の支出負担行為（道路の維持管理の委託に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(27) 1,000 万円未満の支出負担行為（工事材料の購入に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(28) 2 億円未満の支出負担行為（工事の請負に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(29) 前号に定めるもののほか、設計変更により 2 億円以上となる支出負担行為（工事の請負に係るものに限る。）をすること。</p> <p>(30) 土木に係る用地等の買収、使用及び損失補償に係る支出負担行為をすること。</p> <p>(31) 局長専決補助金に係る支出負担行為をすること。</p> <p>(32) 400 万円未満の支出負担行為（リースに係るものに限る。）をすること。</p> <p>(33) 1,000 万円未満の支出負担行為（第 25 号及び第 26 号に定める委託及び第 3 項第 21 号及び第 33 号に定</p> |

| | | | |
|----|----|------------|---|
| | | | める委託以外の委託に係るものに限る。)をすること。 (34) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に係るものに限る。)をすること。 (35) 100万円未満の支出負担行為(第25号から前号までに定めるものを除く。)をすること。 (36) 収入に関すること。 (37) その他軽易な事項に関すること。 |
| 18 | 32 | 関すること。 | 関すること |
| 29 | 59 | を除く。) | を除く。) |
| 31 | 6 | 第6章 | 第5章 |
| 31 | 34 | 第69条第1項各号、 | 69条第1項各号、 |
| 32 | 3 | よる | 基づく |
| 32 | 5 | よる | 基づく |